

議会運営委員会会議録（令和7年12月17日）

出席委員 尾崎委員長 吉森副委員長 高川委員 青山委員 原委員 古沢委員
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員 石井局長 佐藤係長

午前9時00分開会

【尾崎委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。高川委員、青山委員にお願いいたします。

日程第2、特別委員会の設置についてを議題といたします。

12月9日の議会運営委員会で、特別委員会の設置について各会派・グループで持ち帰って協議していただいた結果を、まず、1、設置するかしないか。設置する場合は、2、名称。3、構成メンバー。4、設置の目的を順に報告願います。

まず初めに、会派自民、原委員、お願いします。

【原委員】 委員会の設置については、賛成でございます。

名称につきましては、議員定数等検討特別委員会。対象議員につきましては、議員全員ということもございます。目的につきましては、今回、市議会議員がやはり今無投票だったということもありますし、これから議会としてどのように、報酬も含めてですけど、私ども会派の場合は。皆さんと議論していきたいということでもあります。

また、市民の皆さんにも、議会がこういうふうなことをやっておるといのもひとつ見せておきたいなというふうな思いもありますので、よろしくをお願いいたします。

【尾崎委員長】 続いて志真会、青山委員、お願いします。

【青山委員】 これは、私らは提案者でありますので、提案どおり全員で。

名称は、先ほど原委員が言われたものを私が最初から提案していましたので、そのままということです。あと、何かありましたっけ。

【尾崎委員長】 目的。

【青山委員】 目的は、当初からかねてより、やはり議会の質を上げるためにも、ふるい

をかけるということも一つでしょうし、あとはやはり、定数と含めて各処遇も考えていかなきゃいけない、あと、成り手不足ということで、私、4期目ですけども、4期中2期が無投票なわけですから、やはり滑川市から手を挙げていただけるような土壌も、ちょっと同時に考えなきゃいけないなというのは思っております。

【尾崎委員長】 それでは、グループ1のほうから、古沢委員、お願いします。

【古沢委員】 特別委員会の設置については了解をします。

構成メンバーは、多分全員のほうがいいと思います。で、あくまで適切な定数の在り方ということになると思いますし、あわせて、この間審議会からも発言あったと思うんですが、結論ありきではないというお話がありました。適切な定数の在り方、それから成り手不足の問題ということも含めて、これはちょっと個人的なあれになるかもしれませんが、10年ほど前に基本条例をつくった、そのことにも立ち返る必要があると、グループというよりは私が個人的に今思っています。

以上です。

【尾崎委員長】 続きまして、私のほうからグループ2ということで、谷崎議員と高橋議員と私のグループということでご報告いたします。

1番目は、まず、設置をすることには賛成。それから2番目の名称ですが、議員定数等検討特別委員会。それから3番は、対象は全員。4番は、定数及び報酬について検討すると、こういうことであります。

以上でございます。

それでは、各党派・グループからの報告、協議の結果、意見が一致しましたので、特別委員会を設置するという事にいたしました。

名称ですけども、皆さんのほうから特別、以前提案があった名称でない名称が出なかったもので、議員定数等検討特別委員会という名称にしたいと思います。

異議ございませんか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 構成メンバーは全員と。

それから設置の目的ですが、いわゆる定数及び報酬、処遇について検討すると、こういうことであります。

あと、この議論の場で、またいわゆる基本条例等に立ち返るということもあるかと思いますが、これは委員会の場で、しっかり協議していただければというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 異議がないということであります。

それでは、日程第3、その他に移ります。

まず、委員の皆さんのほうから何かありませんか。

【竹原議長】 委員長、いいですか、1つ。

【尾崎委員長】 はい。

【竹原議長】 先ほど古沢委員のほうから、基本条例にもちょっと立ち返ってというお話があったんで、せつかくですので特別委員会を設置した折には、もう長いこと加筆修正もしてないと思いますので、もしも今の時代にそぐう文言だとかそういうものがあれば、基本条例のほうも少し文言の修正だとか加筆ということも視野に入れて、最終的には原文のままいくのか、それとも、この特別委員会で少し表現を変えた上で修正をかけて、また新しい基本条例をつくっていくのか、そこら辺をまた皆さんで協議していただければというふうに思っていますので。古沢委員、よろしいですかね。

【古沢委員】 はい。

【竹原議長】 もしかしたら言葉のニュアンスが変わるかもしれないということで、一部改正ということも視野に入れて取り組まれたらどうかなど。

【尾崎委員長】 今ほど議長のほうから提案がありましたが、要するに、名称は変わらずに、討議していく中の1つの項目として、いわゆる基本条例も見直していくということで、条例制定からも時間がたっておりますので、そういうことも含めてやっていくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 では、そういうことでやっていきたいと思えます。

ほかに、委員の皆さんから何かありませんか。

(特になし)

【尾崎委員長】 では、ないようですので、事務局から何かありますか。

【石井局長】 今ほどはありがとうございました。

それで確認なんですけれども、設置の目的、いろいろおっしゃっていただきまして、ありがとうございました。

本会議の際に、委員会を設置されることを諮られる際に、目的を簡単に言う流れにはな

るんですけども、前回のこの議員定数等の特別委員会のときは、議員定数及び議員報酬に関する調査研究のため、審査期限を調査終了までとし、全議員で構成する、そのときの特別委員会を設置して調査することとしますという発言を議長からいただいております、その前段の目的ですね、議員定数及び議員報酬に関する調査研究のため、あたりのちょっと整理をさせていただきたいと思ひまして、今ほど申しました内容をそのままでもよろしいでしょうか。

【青山委員】 時代背景に伴うみたいな形で。時代背景に伴う定数の在り方を検討するというような書き方じゃないですかね。思い切り定数検討と議員報酬って書くと、もうそれ2つありきだと思うので、今言ったような条例とかも入ってきませんので、何かその辺もうちよっとマイルドにして書いてもらえれば。

時代背景に伴うというところから議員定数、報酬等。あとは何だ、議会基本条例も含めてだと思うので、その辺の目的をちょっとつらつらと。

【尾崎委員長】 要するにその……。

【青山委員】 目的ですよ。あまりにもバーンと2つだけ書いたら、2つだけしかやらないことになりますわね。

【尾崎委員長】 広げる言い方ということで。

【青山委員】 広義的な書き方にしていただければ助かるかなと思うんですけど。話、それでいきませんか。やっぱりあれも必要じゃないかとかってならないですか。

【尾崎委員長】 それは今、即、じゃ、こういう形に、その目的を文言できちっと書けないでしょう。

【石井局長】 そうですね、端的なほうがいいのかなとは思いますが、今言われたような、時代背景に伴う議員定数及び議員報酬の……。

【尾崎委員長】 報酬というか処遇の。

【青山委員】 処遇の改善。

【石井局長】 議員定数、処遇の改善。

【青山委員】 改善。

【尾崎委員長】 改善。並びにか。並びに、基本条例のを入れますか。時代背景というんだからね。

【石井局長】 議会基本条例の調査研究のためでよろしいですかね。時代背景に伴う議員定数、処遇の改善、並びに議会基本条例の調査研究のため。よろしいですか。

【尾崎委員長】 皆さん、その目的でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【古沢委員】 それはそれでいいんですけど、ちょっと一つ確認。

その処遇という言葉が入ると、さっきから出ている報酬にも絡む話になってくるのかと思うんですが、これは特別職の報酬審議会だったっけ。に、諮ってというのが流れになるんですよね。どういう流れになるのか、ちょっと確認をもう一回したいなど。例えば委員会で決めたから、そういう結論が出たからどうなるのか。

仮にですよ、仮に。結論ありきじゃないから仮の話なんですけど、もしも改定したほうがいいのかという結論になったときにはどういう流れになるのか、ちょっと確認したいです。

【尾崎委員長】 それは手続の問題。

【古沢委員】 そうそう。手続の話。

【石井局長】 はっきりしたことはちょっと申し上げられませんが、こちらの意見をちょっと正式名称、報酬審議会ですか、市のほうに投げかけて、そこで審査していただくということです。こちらで決めるのじゃなくて、そこに上げるという形になるかと思えます。

【尾崎委員長】 ほかにありませんか。

【石井局長】 私のほうから、ちょっと申し上げさせていただきます。

昨日の本会議終了後に、市長のほうから議長に、本会議中の上田議員さんの発言についての申入れがございました。内容が、議長に直接言われたのが2点ありまして、1つは、問3の(3)、市長が出張中の災害対応の質問の中で、総務部長が答弁しようとしたときに。

一応聞き取りして書いたものがありますので。

(資料配付)

【石井局長】 取りあえず申しますと、1番が問3の(3)で、総務部長に対して、「市長がどうするかと言っているのに、おまえなんかに分かるわけがあるか」というような発言があったと。

2つ目が、問6の自民党へ入党のところで、市長が答弁をさせてもらえなかったということについて議長に申入れがございました。

その後議長が帰られてから、市長がまた報道さんとも話しておられた中でもう一つあったということで、問3の(1)、沖田川とか田中川の話の中で、市長に対して「国会議員に

あなたが通じるとは思っていないので、こちらでやらなきゃしょうがないでしょう。そういうことです。ちょっと覚えといてください。俺のやることを邪魔しないように」ということも申入れさせてほしいという市長の申入れがございましたので、ご報告させていただきます。

【尾崎委員長】 議長、特に補足とかは。

【竹原議長】 特にございませぬ。

【尾崎委員長】 それでは、この1、2、3ですね、それぞれについて議運としてどういった対応にしていけばいいかということで、各委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

【原委員】 やっぱり乱暴過ぎるといふか、おまえなんかに分かるわけがあるかというよな発言に対しても、その中でこの文言をどうするのかという、やっぱりそれも含めて協議していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

今まで、例えばこういった暴言になるかならんかちょっと分からんですけども、こういう場合は削除とかという例はあるがですか。

【石井局長】 手続的にさっと削除ということにはならないかなとは思いますが、最終的にそういう形もあり得るかと思ひます。

【原委員】 一応議運として、上田議員さんにこういうふうになるんで削除します、まあ訂正というか、これを消すというふうな形。

私は、この問3の(1)、総務部長に対して、やっぱり議場の中で「おまえなんかに分かるわけがあるか」というよな発言というの、これはやっぱりちょっといかなものかな、どうかなというふうには聞いとったんですけど。

答弁をさせてもらえなかつたというの、これは私個人的には、そういう市長の感情ということで、やっぱり私はこの問3の(1)、総務部長に対しての発言というの、一番ちょっと頭の中に。昨日はこれはないだろうという思ひで聞いておりましたので、訂正になるのか削除になるのか分からんですけども、私は、これはちょっと問題かなというふうには思ひます。

【尾崎委員長】 2番の問6の答弁させてもらえなかつたということについては、何か。

これは例えばの話ですけども、いわゆる最終日、今日ですけれども、市長の口からしつかり答弁してもらおうとかあるかと思うんですけども。

【原委員】 昨日の時点で終わってしまった話なんで、市長には、これで納得してもらおう

しかないがじゃないですかね。私はそう思います。

【尾崎委員長】 議長のとくに、何か話したくて分からんというのは抗弁しとられたけ、市長は。

【竹原議長】 特に。終わってしまった話で、ちょっと暴言じみた文言があつて、お互い
かっかなりやすい性格なもんだから、こっちは押さえたんやとは。

上田議員のことは、やっぱりちょっと血が上るとすぐかっとなるタイプなんで、こうい
った発言が出たんかも。

ただ、1つ思ったのは、私、シナリオ上は答弁する理事者側の名前が書いてあるのは分
かっているんで、石川総務部長を当てたんですけど、おまえじゃ駄目だということで、逆
に上田議員が通告段階で通告を求める者に、私てつきり水野市長だと思つたんです。
じゃなくて、後から聞いたら担当部局長ってなっていて、当局側から言うと、石川総務部
長が答弁することに対しては正論なんですよね。だから議員側も、よくあるじゃないです
かね、一般質問でも。答弁を求める者に全部市長って書いとったけども、これは細かく担
当課から答弁してもらわんならんということで、あれっ、通告打ったんだけど、いや、
前回やったら課長のときはね、あれ課長やったわとかっていう話もあったんで。これがも
し、もともとの通告した後に自分の質問の中で答弁する者が分かっていたら、こういった
トラブルにはならなかったんじゃないかなとはちょっと思ったんです。

【吉森副委員長】 私もてつきり上田議員が水野市長に対して通告を出しているものだと
思つて、違った担当部長が出てきたから頭にきたのかなということもちょっと考えたんで、
そこら辺ちょっと行き違いのところがあったのかなということも1つ。

ただ、議員側も通告を打つ際に、答弁を求める者をしっかりと確認せずに提出していた
という事実はあると思います。そこは改めてもらうか、ある意味、議会として当日の答弁
する者をあらかじめ知らせておくということも、プラスアルファの配慮かなというふうにも
思いました。

【高川委員】 1番に関しては、やっぱりその通告した段階で答えることをみんなで話し
合っているんで、総務部長が答えるのもよかったかなと思うがですけど、言い方に関し
てはちょっと乱暴だったかなと。市長に聞きたいというような感じで言われれば、そのま
まやったけど、「おまえなんか分かるわけがあるか」というのはちょっと乱暴だったかな
と思います。

【尾崎委員長】 2、3については特に。

【高川委員】 3についても、「国会議員にあなたが通じるとは思っていない」って、一生懸命努力はされとると思う中で、そう言われてしまうのも乱暴かなとは、うん。

【尾崎委員長】 分かりました。そういう意見ということですね。

【青山委員】 1番に関しては、「おまえなんかに分かるわけがあるか」という、それは革命期の頃の議場じゃないですから、もうちょっと品位ある言葉で対応していただきたいという、それだけです。そういった申入れをするぐらいでしょうか。

あと、2に関しては、答弁させてもらえなかった。なかなか新し過ぎて、いいんですけども、普通に考えれば答弁を求めるために通告を入れているんでしょうけれども、過去に通告を入れていても、これかぶっているんで止めますわと議員側から言って飛ばしている件もいっぱいありますので、これに関しても、水野市長からしたら、やっぱり言うつもりでたっぷり用意されてきたんだと思うので、残念だったかなという感想ですね。

問3に関しては、これはどうですかね。それもこれも結局品位の問題なんでしょうけど、言っている内容も含めて。全然話あれですけど、議場なんであれですけども、私は勝負事のスポーツやっていて、負けた後にこういうことを言うの一番嫌いなタイプですから、そういうふうにはしか見えないですけどね。むしろ今の市長さんは、もっとおおらかにああそういう意味かって言ってもらえれば済む話なんじゃないかなと思いますけど。

【古沢委員】 私は1と3は、いわゆる不穏当の発言というふうに思いますね。

それから、2は一般質問を通告として質問通告をしているんですよ。最後に答弁要りませんと言ってしまって、もう時間もなかったんだけど。言ってしまふと一般質問じゃないんですよ。最後に答弁要りませんと言うんだったら、自分の主張なり見解なりをとうとうと述べて質問とするんだったら一般質問とは言えないと思うので、一般質問として通告しているんだったら、やっぱり答弁させるべきだと。答弁要りませんと言うんだったら、それは質問じゃないというふうに私は思います。だから、この在り方もこれは適切ではないというふうに思います。

【尾崎委員長】 3番はどうか。

【古沢委員】 3番も不穏当ですね。

【尾崎委員長】 不穏当ですね。分かりました。

【吉森副委員長】 私も1番と3番に関しては暴言とせざるを得ないんじゃないかなというふうに思うので、もうちょいやっぱり柔らかい言い方があったんじゃないかという。かつとしたからだったと思うんですけど。

2番に関しては、あそこでもし市長が手挙げて答弁いけば、せんでもいいけど、したらしたになるんですね。まず求めなかったということと言われると、それは一般質問じゃないというのは理解できるんですけど、市長もそこで冷静に手を挙げてやれば、多分議長は当てたと思うんで、答弁させてくださいという形でやればできたんじゃないかなというふうに思いますので、私2番はちょっとあれだなと思うんで、1と3に関してはそう思いました。

【尾崎委員長】 分かりました。皆さんから大体ご意見は出尽くしたと思います。

そうしましたら、議運として結論は出さなければいけないと思っております。

それでまず、1番目の不穏当発言だというご意見があります。これについて、どういう対応をするか、何か皆さんのご意見ありますでしょうか。

これは例えば、今まで過去の例を見るならば、いわゆる議事録から削除ということ、これは手続的な問題として議員本人にまずこれを言って、本人の了解をもらって議事録から削除させてもらうよという形になるんですね。

【佐藤係長】 議事録からの削除の手続なんですけれども、委員長がおっしゃられるとおり、基本的には本人からの申出というところで削除しているというのが、過去の事例としてはございました。

【尾崎委員長】 申出ということであれば、結局本人が納得した上での申出ということであるんで、そこに本人に納得してもらう、もしくはこちらから働きかけなければいけないだろうと思います。

それについては、例えばこの議運で結論が出れば、これは委員長である私が、そういう形で言うというのが適切なんでしょうか。手続的には。議長から言うのがいいのか、それともどっちか。誰が首に鈴を付けるかというような話なんですけど、その手続は過去にどうなのか。

【佐藤係長】 会議録を読んでおりますと、あくまでその会議録の削除につきましては、本人から議長に対しての申出があったということ踏まえての削除という形にはなります。

【尾崎委員長】 分かりました。その辺の規定はないということですね。

【佐藤係長】 そうですね。明確な取決めというのは。

【尾崎委員長】 分かりました。

2の、答弁させてもらえなかったことについては、これは要するに過ぎてしまったことで、市長も、またしゃべりたいという雰囲気でもないし、逆にもう終わってしまったこと

なので、特に、これはこれで。しかも答弁求めませんなんていう形で、たしか上田議員も発言されたかと思うんですよね。これについては、どうしようもないというか、だと思っ
るんですけども。

それでは、3番ですけども、これもやっぱりちょっと不穏当といえますか、暴言でない
かということで、これについては、1と同様に全部削除なのか。

削除するとすれば全文ですかね。

(異議なし)

【尾崎委員長】 分かりました。ということは、これもいわゆる議事録から削除してもら
うような問いかけをこちらから、議運である程度結論を出すということによろしいでしょ
うか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 では、次はご本人との説得作業になるわけでありまして、ちょっ
とまた、これはしっかりとまた対応していきたいと。議事録作成に至っては、タイムリミ
ットはいつなんですかね。

【原委員】 会期中じゃないか。

【尾崎委員長】 会期中ですね。

【佐藤係長】 会議録の削除につきましては、できる方法が幾つかございまして、議長か
ら取消命令というような形、あるいは取消しの勧告というような形で、議長主体のものも
ございますが、それにつきましては、あくまでその当日において、そういった発言を行っ
た上でという手続になりますので。昨日のことになりますので、基本的には先ほど申し上
げたとおり、本人からの削除という形になります。この削除につきましては、明確な、い
ついついつかまでというような規定というところは、ちょっと見受けられなかったんで
すけれども……。大変失礼しました。発言の取消しで、議員本人が取消しを申し出るもの
は、会期中でという形でたしか規定があったかと思っておりますので、もし会議録を削除でき
るとなれば、今会期中に本人からの申出がなければ、それ以降は削除が難しいというふう
に考えております。

【尾崎委員長】 分かりました。この件につきましては、また議長と相談させてもらうと
いうことで。

【原委員】 申し訳ないですけども、委員長と議長で事に当たっていただければと思いま
す。

【尾崎委員長】 分かりました。では、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 私と議長とで、ご本人に今日の議運での結論を踏まえて申し入れしたいと思えます。分かりました。

【石井局長】 すみません、もう一つお願いいたします。

特別委員会の件に戻りまして、設置するというところで、この後の流れについてご説明いたします。

最終日23日の議事日程のほうに、今の特別委員会の設置及び委員の選任を追加いたしまして、議長より設置の目的、審査期限、構成について説明の上、設置するかどうかお諮りいただきます。その後、休憩中に正副委員長の互選のための委員会を開催していただいて、本会議を再開して、正副委員長の互選結果を議長より報告いただく形になります。

以上でございます。

【尾崎委員長】 ただいまの説明について、何か委員からありますか。

(特になし)

【尾崎委員長】 ないようですので、次回の議会運営委員会は、12月23日火曜日、定例会最終日の午前9時から開催いたします。

以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時34分閉会